

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 請負業務名 大分西部森林管理署庁舎等清掃請負業務
- (2) 契約内容等 請負契約書(案)・仕様書・作業内訳書による。
- (3) 契約期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- (4) 履行場所 大分県日田市中城町1-1 大分西部森林管理署

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加者資格者名簿(全省庁統一資格)において資格の種類「役務の提供等」、営業品目「建物管理等各種保守管理」に登録されている者で「九州・沖縄」を選択している者であること。
なお、この登録に係る「資格審査結果通知書」の写しを令和4年2月24日午後4時までに大分西部森林管理署総務グループに提出すること。(郵送も可)
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約で指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札方法

- (1) 上記1.の請負業務を入札に付する。
- (2) 本件は、電子調達システムにより入札を行う。なお、電子調達システムにより難しい場合は別添入札資料「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を提出し、認められた場合に限り紙入札することができるものとする。この場合においては、下記6及び7の入札執行場所及び入札日時に入札書を持参するものとし、郵送等による入札は認めない。
(電子調達システムホームページ <https://www.geps.go.jp>)
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額(入札書に記載された金額の10%。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所及び日時(入札説明書、入札注意書、仕様書及び契約書案等)

- (1) 場所 大分西部森林管理署 総務グループ
日田市中城町1-1
- (2) 日時 令和4年2月4日～令和4年3月3日 午前9時～午後4時
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

5 提出書類及び提出方法・受領期限

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、入札者注意書に示すところにより、全省庁統一資格審査結果通知書（写）を提出しなければならない。

(2) 提出方法

ア) 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上にPDFファイル形式により送信すること。

イ) 紙入札方式により参加する場合

上記4(1)の場所に、持参又は郵送（書留等配達記録が残るものに限る。）すること。

(3) 受領期限

ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和4年2月7日～令和4年2月24日午前9時～午後4時
（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

イ) 紙入札方式により参加する場合

令和4年2月7日～令和4年2月24日午前9時～午後4時
{ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。}

6 入札及び開札の場所・提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を大分西部森林管理署会議室に持参し入札すること。

また、郵送等による提出は認めない。

7 入札、開札の場所及び日時

電子調達システムによる入札受付開始	3月1日	9時00分～
電子調達システムによる入札受付締切	3月3日	15時10分
紙入札方式による入札受付締切	3月3日	15時10分
開札日時	3月3日	15時12分

8 入札の無効

本公示に示した競争参加に必要な資格のない者に行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- 1 1 契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
なお、契約締結は、令和4年度予算成立後とする。
- 1 2 その他
(1) 本公示に記載なき事項は、入札説明書による。

以上公告する。

令和4年2月4日

分任支出負担行為担当官
大分西部森林管理署長 津脇 晋嗣

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど綱紀保持対策を実施しています。詳しくは当森林管理局のホームページ
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>) をご覧ください。